☆SUBARU　TIMES☆　7月号

年末に慌てないために！従業員の皆さまへ「年収ライン」の確認をおすすめします

今年も早いもので残り半年となりました。
年末が近づくと、パート・アルバイトの従業員の方から下のような相談が増える時期です。

「扶養の範囲内で働きたいんだけど…」
「社会保険はどうなるの？」
「年末調整に影響はある？」

令和８年は税制改正や社会保険制度の見直しもあり、いわゆる「〇〇万円の壁」に変更が生じています。
ぜひこの機会に、従業員の皆さまへご案内いただき、年収の見込みを確認するきっかけとしてご活用ください。

年収の目安	主な影響
約106万円	一定の条件で社会保険加入（令和8年10月から見直し予定）
130万円	社会保険上の扶養から外れる目安
119万円超	住民税が課税される目安
136万円超	配偶者控除から配偶者特別控除へ
159万円超	特定親族特別控除が減額開始
197万円超	特定親族特別控除終了
207万円超	配偶者特別控除終了

※令和８年分・令和９年分

①　社会保険

■　約106万円のライン
一定の条件を満たすと、勤務先の社会保険（健康保険・厚生年金）に加入します。

加入条件
✔　従業員51人以上の会社　　　✔　週20時間以上勤務
✔　２か月を超えて働く予定　　✔　学生ではない

💡　**令和８年10月からは「月額8.8万円以上」の賃金要件が撤廃予定です。**
いわゆる「106万円の壁」は見直される予定となっています。

■　130万円のライン
年収130万円以上になると、原則として社会保険上の扶養から外れ自分で社会保険へ加入することになります。
💡　**令和８年４月からは、扶養判定は労働契約上の見込み年収で判断されます。**
一時的な残業などで年収130万円を超えても、契約上130万円未満であれば扶養を継続できる場合があります。

② 住民税

■ 119 万円超

住民税が課税される目安です。

※自治体によっては 119 万円以下でも住民税均等割が課税される場合があります。

③ 配偶者（特別）控除

■ 136 万円超

配偶者控除は受けられなくなります。

ただし、**配偶者特別控除**の対象になります。

■ 169 万円超

配偶者特別控除が徐々に少なくなります。

■ 207 万円超

配偶者特別控除が受けられなくなります。

④特定扶養控除・特定親族特別控除

（19 歳以上 23 歳未満）

■ 136 万円超

特定扶養控除は受けられません。代わりに「特定親族特別控除」の対象になります。

■ 159 万円超

特定親族特別控除が段階的に減額されます。

■ 197 万円超

特定親族特別控除が受けられなくなります。

今の時期に確認しておきたいこと

- ☑ 上半期の給与額を確認する
- ☑ ボーナスを含めた年収を予想する
- ☑ 扶養や社会保険に影響するラインに近づいていないか確認する
- ☑ 年末前に勤務予定を見直す

制度は毎年のように見直されており、「去年と同じだから大丈夫」とは限りません。

年末になってから慌てることのないよう、この時期にぜひ従業員の皆さまへご案内いただき、年収の見込みを確認する機会としてご活用ください。

№142　令和８年７月６日発行　【担当】熊本オフィス：山之上　祐佳

税理士法人 昴

【熊本オフィス】
〒860-0844 熊本県熊本市中央区水道町8-6-8階
TEL 096-342-6307 FAX 096-342-6308

【筑紫野オフィス】
〒818-0023 福岡県筑紫野市大字若江509-2階
TEL 092-555-9205 FAX 092-555-9206